



Tax & Legal Newsletter

2020 年 9 月

※本ニュースレターは、英文ニュースレターの翻訳版です。
日本語訳と[原文](#)（英文）に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

税制措置で新型コロナウイルス感染症予防を支援

タイ政府は、新型コロナウイルス感染症予防を支援する税制措置を含む複数の規制を公表しました。

- 2020 年 7 月 12 日付勅令第 707 号では、新型コロナウイルス感染症蔓延の影響を受けた事業者を支援するため、2019 年 9 月 30 日以前に終了した会計期間の収入が 5 億タイバーツ以下で、従業員が 200 人以下の企業又はパートナーシップは低利融資策で借入金に対して支払った利子のさらに 50%（すなわち合計 150%）を控除できると規定している。この追加控除は、2020 年 4 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日までの利子に適用され、歳入局長官の定めた基準、手続、条件に基づいて控除される。

- 2020年7月12日付勅令第708号では、2019年9月30日以前に終了した会計期間の収入が5億タイバツ未満で、従業員が200人未満の企業又はパートナーシップは、2020年4月から2020年7月の間に社会保障法に基づき被保険者である従業員への賃金として支払われた実際の金額のさらに200%（すなわち合計300%）を控除できると規定している。ただし、この控除は1カ月に受け取る賃金が15,000タイバツまでの従業員に限られる。この追加控除は、2020年4月1日から2020年7月31日までに実際に支払われた経費に適用され、歳入局長官の定めた基準、手続、条件に基づいて控除される。
- 2020年7月12日付勅令第709号では、金融機関や他の債権者との債務が再編される場合に債務者を支援するための複数の税制措置を定めている。
 - － 個人所得税、法人所得税、付加価値税（VAT）、特定事業税、印紙税の免除は、タイ中央銀行の定めた金融機関債務再編基準に従って行われる債務再編に関連した資産の譲渡、物品の販売、サービスの提供、証書の作成について金融機関の債務者と非金融機関の債権者のほか、金融機関と非金融機関の債権者向けに定められている。この免除は、2020年1月1日から2021年12月31日までに行われた該当する資産の譲渡、品物の販売、サービスの提供、証書の作成に適用される。
 - － 個人所得税と法人所得税の免除は、タイ中央銀行の定めた金融機関債務再編基準に基づく債務放棄から受け取った収入に関して非金融機関債権者の債務者を対象としている。この免除は2020年1月1日から2021年12月31日までに行われた債務放棄に適用される。
 - － 個人所得税、法人所得税、VAT、特定事業税、印紙税の免除は、債務者によって非金融機関企業である別の法人への債務者の担保として使われた不動産の譲渡について金融機関の債務者と非金融機関債権者が対象となる。ただし、債務者は当該譲渡から得た収益を金融機関又は非金融機関債権者への債務支払に使用する必要がある。金融機関又は非金融機関債権者との債務再編は、タイ中央銀行の定めた金融機関債務再編基準に従って進めなくてはならない。この免除は特に債務保証契約に基づく未払債務／負債を超えない部分の債務に適用され、2020年1月1日から2021年12月31日までに行われた不動産の譲渡及び証書の作成に適用される。
- 2020年7月29日付歳入局長官通達は、勅令第709号で許可されている免税の基準、手続、条件を定めている。この中には以下が含まれますがこれに限られるわけではない。
 - － 再編対象債務は、タイ中央銀行の定める金融機関の資産分類及び規定に関する規制に基づき、「低水準」、「貸倒予想」、「損失予想」又は「損失」のいずれかに分類されていなくてはならない。
 - － 金融機関債権者、非金融機関債権者、債務者は共同で債務証明書を作成し、当該証明書を公有地管理当局及び税務当局に提出しなければならない。

- 2020年7月29日付歳入局長官通達第22号は、勅令第709号に基づく不動産譲渡の基準、手続、条件を定めている。この中には以下が含まれるがこれに限られるわけではない。
 - － 免税額は、債権者に対して負っている未払債務、あるいは債権者との債務保証契約に基づく負債を超えることはできない。
 - － 債務者、債権者、不動産の譲受人は共同で不動産譲渡証明書を作成し、当該証明書を公有地管理当局及び税務当局に提出しなければならない。

寄附に関する税額控除

2020年6月22日付勅令第706号は、歳入局の電子寄附システムを介してタイ赤十字社に個人、企業、パートナーシップが行った寄附の100%追加控除について規定しています（すなわち、寄附金額の合計200%の控除が可能）。2020年7月16日に歳入局長官は通達（第19号）を公表し、追加税額控除の基準、手続、条件を定めました。この中には、寄附された資産の取得と価値を証明する証拠として電子寄附システムの情報を税務当局が認めることも規定されています。このため、納税者は税務当局に対してさらなる寄附に関わる証拠を提示する必要はありません。

電子プラットフォームによる納税

2020年6月19日付省令第364号は、歳入局の電子納税システムを使用した納税の手順とその他の規則を定めています。歳入局長官は2020年7月17日に以下を定めた通達（第20号）を公表しました。

- データを送信し税金を納付する源泉課税/VATサービスの提供を希望する銀行は、歳入局の電子システムを介して申請書を提出し、源泉課税の支払についてはタイ歳入法第52条、第70条及び70条（bis）、VATの支払についてはタイ歳入法第83/5条及び第83/6条に従い、歳入局に代わって納税義務のある人からデータと当該支払を受け取れるようにしなくてはならない。
- 銀行は、当該通達に定められているサービスに適したシステムを有し、実行するサービスのタイプを歳入局に報告して、当局がウェブサイトで公表できるようにする必要がある。
- 適格な銀行を介して電子的に納税を行う義務を負っている人は、法律で定められているように課税対象となる取引の一覧を報告しなくてはならない。
- 税金及び関連フォームを受領する銀行は、電子的に税金を納付する義務を負っている人に対して納税の証拠を発行する必要がある。このような証拠は源泉徴収された税金の証拠とみなされるため、源泉税証明書を発行する必要はない。
- 適格な銀行が税金及び関連のある詳細な情報を納税者から受領した日付から4営業日以内に銀行は歳入局に当該税金を納付しなくてはならない。

- 銀行が歳入局に全額を納付しない場合、銀行は税金全額のほか、納税期日から当該税金が納付されるまで1年当たり15%の利率で利子を支払う必要がある。
- 銀行が納税関連の詳細な情報を歳入局に送付しない場合、当該銀行は納税しなかったとみなされ、納税期日から必要なデータが歳入局に送信されるまで1年当たり15%の利率で税金全額に対して利子を支払う必要がある。

機械の投資に関する控除基準

2020年6月22日付勅令第695号は、機械への投資で実際に支払われた金額のさらに150%（すなわち合計250%）の控除を企業又はパートナーシップに許可しています（機械の現状を維持するための修理金額は除きます）。歳入局長官は2020年7月15日、以下を定めた通達（第378号）を公表しました。

- － 勅令第695号で定められている追加150%の控除は、機械が最初に減価償却された会計期間から連続して5会計期間にわたって控除される。
- － 企業とパートナーシップは投資プロジェクト及び支払計画を作成し、歳入局のウェブサイトを利用して歳入局にこれを提出する必要がある。
- － 企業とパートナーシップは通達で規定されているフォームで機械の詳細な記録を保存しなくてはなりません。当該記録は事業所内に保持し、再入局員が検査できるように準備を整えておく必要がある。

源泉税率の低減

歳入局は2020年8月11日、通達第328/2563号（Tor. Por.）を公表し、2020年10月1日から2021年12月31日の間に支払われた以下の査定可能な収入について源泉税率を2%に引き下げました。

- － タイ歳入法第40(2)条に基づいて請負業務の遂行から得た収入、及び信用、著作権、又はタイ歳入法第40(3)条に基づく他の権利から得た収入の支払。
- － タイ歳入法第40(6)条に基づく自由業から得た収入、及びタイ歳入法第40(7)条に基づく工具以外の必須材料を契約者が提供する必要がある作業契約から得た収入の支払。
- － タイ歳入法第40(8)条に基づく他の収入の支払。これは作業の雇用、褒賞、割引、販売促進活動からの他の利益、又は法律で定められている他のサービス収入に限定される。他のサービス収入には、ホテル及びレストランのサービス料と生命保険の保険料の支払は含まれる。

源泉徴収税は、タイ歳入法第3条xvで定められている措置により、歳入局の電子源泉徴収税システムのみを利用して支払わなければなりません。

会議手当の免税

タイ歳入法第 42(7)条は、政府によって支払われた長官又は委員の手当に対する個人所得税の免除について定めています。歳入局は 2020 年 6 月 30 日、当該免除は政府によって支払われた副長官及び小委員会委員の手当にも適用されることを明確にするルーリング（第 48/2563 号）を公表しました。

開示フォームの作成不履行に関する罰金の低減

タイ歳入局は以前、2019 年 1 月 1 日以降に始まる会計期間の財務諸表に計上されている収益が 2 億タイバーツ以上の関連会社又はパートナーシップは、開示フォームを作成して当該会計年度の終了後 150 日以内（又は延長の場合は 2020 年 8 月 31 日まで）に歳入局に提出する必要があると規定していました。当該期間に開示フォームを作成しなければ、最高 20 万タイバーツの罰金が課される可能性があります。2020 年 9 月 9 日、歳入局は新型コロナウイルス感染症の蔓延による事業者の負担を最小限に抑えるため、この罰金を 5,000 タイバーツに減額しました。ただし、開示フォームは 2020 年 12 月 30 日までに歳入局の電子申請プラットフォームを介して提出する必要があります。

Contacts

Anthony Visate Loh

International Tax & Legal

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40112

Email: aloh@deloitte.com

Mark Kuratana

Global Employer Services

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40125

Email: mkuratana@deloitte.com

Chairak Trakhulmontri

Transfer Pricing

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40157

Email: ctrakhulmontri@deloitte.com

Stuart Simons

Transfer Pricing

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40135

Email: ssimons@deloitte.com

Darika Soponawat

Business Tax (Tax Compliance)

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40115

Email: dsoponawat@deloitte.com

Thirapa Glinsukon

Business Tax (Tax Compliance)

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40159

Email: tglinsukon@deloitte.com

Dr. Kancharat Thaidamri

Transfer Pricing

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40118

Email: kthaidamri@deloitte.com

Nu To Van

Indirect Tax (Customs & VAT)

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40163

Email: ntovan@deloitte.com

Korneeka Koonachoak

Business Tax (Value Chain Alignment)

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40122

Email: kkoonachoak@deloitte.com

Wanna Suteerapornchai

Business Tax (M&A)

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40144

Email: wsuteerapornchai@deloitte.com



Dbriefs

A series of live, on-demand and interactive webcasts focusing on topical tax issues for business executives.



Power of With

Focus on the power humans have with machines.



Tax@hand

Latest global and regional tax news, information, and resources.



Deloitte's 175th milestone year is the first anniversary to be acknowledged and celebrated globally.

This uniquely unifying moment offers the opportunity to demonstrate the value of Deloitte's role in the world—past and future. Deloitte has been making an impact that matters for 175 years and will continue to do so for many years to come.

Get in touch



Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Thailand

In Thailand, services are provided by Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd. and its subsidiaries and affiliates.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organisation”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.

© 2020 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Advisory Co., Ltd.